補 助 対 象 範 囲

文化財管理事業における補助対象範囲は次に示す防災対象建物及び近接建物等とする。

(防災対象建物)

- 1 国指定
 - イ 重要文化財建造物
 - ロ 重要民俗文化財に指定された建物
 - ハ 史跡・名勝の重要な構成要素をなす建物
 - ニ 重要文化財美術工芸品及び重要民俗文化財を収納する建物
- 2 県指定
 - イ 有形文化財建造物
 - ロ 有形民俗文化財に指定された建物
 - ハ 史跡・名勝の重要な構成要素をなす建物
 - ニ 有形文化財美術工芸品及び有形民俗文化財を収納する建物

(近接建物等)

- 3 近接建物等とは防災対象建物に延焼の恐れのある近接する建物・工作物・樹木等をい う。
 - (1) 補助事業の対象とすることができる近接建物等とは以下のものをいう。
 - イ 第一次近接建物等(防災対象建物との近接距離が20m以下のもの) 但し、上記1-ニ、2-ニに該当するもののうち、収蔵庫等のように耐火建築物の場合、この限りではない。
 - ロ 第二次近接建物等(第一次近接建物との近接距離が 5m以下のもの)
 - (2) 防災対象建物から 20m以下であっても、近接建物等までの間に防火対象建築の棟高 の二倍を越える棟高があって防火壁に替わるような耐火建築物・工作物がある場合に は、第一次近接建物等には該当しない。
 - (3) 防災対象建物または近接建物の一方の屋根葺き材が植物性材料である場合、その他地勢等の事情により必要と認める場合は、第一次近接距離を最大 30m以下、第二次近接距離を最大 10m以下とすることができる。
 - (4) 受信機等を設置し防災管理上必要な建物は上記近接距離を超えても第二次近接建物とみなすことができる。